

平成22年4月13日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成21年(ワ)第16号 公文書部分公開処分取消等請求事件

口頭弁論終結日 平成22年2月2日

判 決

神奈川県座間市 被告 宮部 龍彦

原 告 宮 部 龍 彦

滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

被 告 東 近 江 市

同 代 表 者 市 長 西 澤 久 夫

処 分 行 政 庁 東 近 江 市 長 西 澤 久 夫

同 指 定 代 理 人 西 村 貞 之

主 文

- 1 東近江市長が平成21年9月7日付けで原告に対してした公文書部分公開決定（東人権第111号）のうち、別紙1不開示部分目録記載1ないし10の各部分を非開示とした部分を取り消す。
- 2 東近江市長は、原告に対し、平成21年9月7日付けで原告に対してした公文書部分公開決定（東人権第111号）のうち、別紙1不開示部分目録記載1ないし10の各部分の開示決定をせよ。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文と同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が東近江市長に対し、旧八日市市、旧永源寺町、旧五個荘町、旧愛東町、旧湖東町、旧蒲生町及び旧能登川町の同和地区関係施設（隣保館、

教育集会所及び人権啓発センター）の名称及び位置を定めた例規（平成14年1月1日現在のもの）の公開を請求したところ、東近江市長が平成21年9月7日付けで、旧永源寺町、旧五個荘町、旧湖東町及び旧能登川町の同和地区関係施設の名称及び位置を定めた例規については、同施設の名称及び位置を定めた例規が存在しないとして公開請求には応じない旨の決定（以下「本件非公開決定」という。）を、旧八日市市、旧蒲生町及び旧愛東町の同和地区関係施設の名称及び位置を定めた例規については、同施設の名称及び位置が記載されている部分を公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるとして同部分を公開せず、その余の部分を公開する旨の決定（以下「本件部分公開決定」という。）をそれぞれしたことに関し、原告が、本件部分公開決定のうち、非開示とされた部分の取消しを求めるとともに、同部分の開示の義務付けを求めた事案である。

2 関係条例の規定

(1) 東近江市情報公開条例（平成17年2月11日東近江市条例第10号）

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書の公開をしなければならない。

第1号 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
(適用区分)

制定附則第2条 この条例は、平成17年2月11日以後に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書について適用し、合併前の八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町又は湖東町の文書については、八日市市情報公開条例（平成11年八日市市条例第20号）、永源寺町情報公開条例（平成14年永源寺町条例第4号）、五個荘町情報公開条例（平成14年五個荘町条例第1号）、愛東町情報公開条例（平成15年愛東町条例第4号）又は湖東町情報公開条例（平成15年湖東町条例第5号）に定めるところによる。

(能登川町及び蒲生町との合併に伴う経過措置)

制定附則第3条 能登川町及び蒲生町との合併の日前に、合併前の能登川町又は蒲生町において作成され、若しくは取得された文書については、この条例の規定にかかわらず、合併前の能登川町情報公開条例（平成14年能登川町条例第22号）又は蒲生町情報公開条例（平成13年蒲生町条例第1号）に定めるところによる。

(2) 八日市市情報公開条例（平成11年12月22日八日市市条例第20号）
(行政文書の公開義務)

第6条 実施機関は、行政文書の公開の請求があったときは、公開の請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、行政文書の公開を請求したもの（以下「請求者」という。）に対し、当該行政文書を公開しなければならない。

第1号 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等に

より特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

(3) 蒲生町情報公開条例（平成13年3月23日蒲生町条例第1号）

（基本原則）

第3条 この条例における基本原則は、次のとおりとする。

第1号 町の保有する情報は、公開を原則とし、非公開情報は、必要最小限にとどめること。

第2号 個人の尊厳とプライバシーの権利を守るため、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮を行うこと。

（非公開としなければならない情報）

第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、非公開としなければならない。

第2号 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

(4) 愛東町情報公開条例（平成15年3月17日愛東町条例第4号）

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書の開示をしなけ

ればならない。

第2号 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令もしくは条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報

3 前提事実（当裁判所に顕著な事実及び後掲各証拠により容易に認められる事実）

(1) 旧八日市市、旧永源寺町、旧五個荘町、旧愛東町及び旧湖東町の1市4町が平成17年2月11日に合併し、東近江市となった。東近江市は、平成18年1月1日に旧蒲生町及び旧能登川町と合併した（公知の事実）。

(2)ア 原告は、平成21年8月21日付けで、東近江市長に対し、旧八日市市、旧永源寺町、旧五個荘町、旧愛東町、旧湖東町、旧蒲生町及び旧能登川町の同和地区関係施設（隣保館、教育集会所及び人権啓発センター）の名称及び位置を定めた例規（平成14年1月1日現在のもの）の公開を請求した（以下「本件開示請求」という。甲2）。

イ 東近江市長は、平成21年9月7日付けで、旧永源寺町、旧五個荘町、旧湖東町及び旧能登川町の同和地区関係施設の名称及び位置を定めた例規については、同施設の名称及び位置を定めた例規が存在しないとして、公開請求には応じない旨の決定（本件非公開決定）をするとともに、旧八日市市、旧蒲生町及び旧愛東町の同和地区関係施設の名称及び位置を定めた別紙2開示例規目録記載1ないし15の各例規（以下、各例規を同目録の

番号に従い、「本件例規1」のようにいい、これらの例規を総称して「本件各例規」という。)については、同施設の名称及び位置が記載されている部分を公にすると個人の権利利益を害するおそれがあり、当該部分に係る情報は前記2(1)の東近江市情報公開条例7条1号に該当するとして、本件例規1, 2, 3及び5の各例規のうち、旧八日市市設置に係る隣保館の名称及び位置が記載されている各部分(別紙1不開示部分目録記載1ないし4の各部分)、本件例規7, 8及び10の各例規のうち、旧八日市市設置に係る教育集会所の名称及び位置が記載されている各部分(別紙1不開示部分目録記載5ないし7の各部分)、本件例規13のうち、旧蒲生町設置に係る隣保館の名称及び位置が記載されている部分(別紙1不開示部分目録記載8の部分)、本件例規14のうち、旧愛東町設置に係る同施設の名称及び位置が記載されている部分(別紙1不開示部分目録記載9の部分)、本件例規15のうち、旧愛東町設置に係る教育集会所の名称及び位置が記載されている部分(別紙1不開示部分目録記載10の部分)(以下、各部分を総称して「本件各部分」という。)をそれぞれ公開せず、その余の部分を公開する旨の決定(本件部分公開決定)をした(甲3の1及び2, 4)。

- (3) 原告は、同年10月15日、本件訴えを提起した(当裁判所に顕著な事実)。

4 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 争点

本件各部分を不開示としたことの適法性

(2) 争点に関する当事者の主張

(被告の主張)

本件各部分では特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人の住所から当該人物が同和地区在住者又は同和地区出身者であると認識し得ることになり、当該人物の差別につながるおそ

れがあるから、本件各部分に係る情報は、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報に該当する。したがって、東近江市長が、本件開示請求に対し、本件各部分を除いて本件各例規を公開したことは適法である。

なお、本件各部分に係る情報は、市町合併により既に失効した本件各例規に記載されている情報であり、現在何人も容易に入手することができるものではなく、公にされている情報ではないから、例外的に開示すべき情報に該当しない。

(原告の主張)

本件各部分に係る情報は、「個人に関する情報」ではなく、「個人の権利利益を害するおそれがある」情報でもない。

仮に、本件各部分に係る情報が、「個人に関する情報」であって、「個人の権利利益を害するおそれがある」情報であったとしても、既に公布された本件各例規に記載されている情報であるから、公にされている情報である。

以上の諸点に照らせば、東近江市長が、本件開示請求に対し、本件各部分を除いて本件各例規を公開したことは違法である。

第3 当裁判所の判断

1 争点について

- (1) 前記第2, 3(2)イのとおり、東近江市長は、本件各部分に係る情報が東近江市情報公開条例7条1号に該当するとして本件部分公開決定をしているが、同条例制定附則2条及び3条によれば、合併前の旧八日市市、旧蒲生町及び旧愛東町の文書については、前記第2, 2(2)の八日市市情報公開条例、同(3)の蒲生町情報公開条例及び同(4)の愛東町情報公開条例の定めによることが明らかである。そして、八日市市情報公開条例6条、蒲生町情報公開条例3条及び7条並びに愛東町情報公開条例7条によれば、旧八日市市、旧蒲生町及び旧愛東町の文書は、原則として公開すべきものとされているから、合併前

の旧八日市市、旧蒲生町及び旧愛東町の文書である本件各例規に記載された情報を不開示とするためには、本件各部分に係る情報が、八日市市情報公開条例、蒲生町情報公開条例及び愛東町情報公開条例で定められた不開示情報に該当する必要がある。

- (2) 前記第2、2のとおり、八日市市情報公開条例6条1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、（中略）公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを、蒲生町情報公開条例7条2号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものを、愛東町情報公開条例7条2号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、（中略）公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものをそれぞれ不開示情報と規定しているところ、上記の「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等、個人に関連する情報全般をいうものと解される。

しかるところ、本件各部分は、旧八日市市、旧蒲生町及び旧愛東町が、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（以下「公の施設」という。地方自治法244条1項）を設置するに当たり、地方自治法244条の2第1項に従って、その設置及び管理に関する事項を定めた本件例規1ないし3、5、7、8、10及び13ないし15の一部であり、本件各部分には当該公の施設の名称及び位置が記載されているにすぎないから（弁論の全趣旨）、本件各部分に係る情報は、上記の「個人に関する情報」に該当するとはいえない。

- (3) 被告は、本件各部分では特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人の住所から当該人物が同和地区在住者又は同和地区出身者であると認識し得ることになり、当該人物の差別につな

がるおそれがあるから、本件各部分に係る情報は、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報に該当する旨主張する。

しかしながら、上記(2)のとおり、八日市市情報公開条例6条1号、蒲生町情報公開条例7条2号及び愛東町情報公開条例7条2号はいずれも、当該情報が「個人に関する情報」であることを前提として不開示情報を規定しており、蒲生町情報公開条例7条2号は、被告が主張するような情報を不開示情報とはしていないし、八日市市情報公開条例6条1号及び愛東町情報公開条例7条2号も、単に「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報を不開示情報としているわけではないから、本件各部分に係る情報が「個人に関する情報」に該当するとはいえない以上、被告の上記主張は失当である。

以上によれば、他に本件各部分に係る情報が不開示情報に該当することの主張・立証のない本件では、東近江市長が、本件開示請求に対し、本件各部分を除いて本件各例規を公開したことは違法である。

- (4) そうすると、本件部分公開決定のうち、本件各部分を開示しないとした部分は取消しを免れない。そして、行政事件訴訟法3条6項2号、37条の3第5項に照らせば、東近江市長は、本件各部分について開示の決定をすべきである。

2 結論

以上の次第で、原告の本件請求はいずれも理由があるから認容することとし、主文のとおり判決する。

大津地方裁判所民事部

裁判長裁判官 石 原 稚 也

裁判官 棚 木 有 紀

裁判官 大 門 宏 一 郎



(別紙 1)

不 開 示 部 分 目 録

- 1 八日市市隣保館条例（昭和 39 年 12 月 25 日八日市市条例第 31 号）のうち、旧八日市市設置に係る隣保館の名称及び位置が記載されている部分
- 2 八日市市隣保館条例の一部を改正する条例（昭和 41 年 3 月 31 日八日市市条例第 8 号）のうち、旧八日市市設置に係る隣保館の名称及び位置が記載されている部分
- 3 八日市市隣保館条例の一部を改正する条例（昭和 43 年 12 月 23 日八日市市条例第 19 号）のうち、旧八日市市設置に係る隣保館の名称及び位置が記載されている部分
- 4 八日市市隣保館条例の一部を改正する条例（昭和 47 年 9 月 30 日八日市市条例第 34 号）のうち、旧八日市市設置に係る隣保館の名称及び位置が記載されている部分
- 5 八日市市教育集会所条例（昭和 52 年 3 月 30 日八日市市条例第 9 号）のうち、旧八日市市設置に係る教育集会所の名称及び位置が記載されている部分
- 6 八日市市教育集会所条例の一部を改正する条例（昭和 53 年 3 月 30 日八日市市条例第 9 号）のうち、旧八日市市設置に係る教育集会所の名称及び位置が記載されている部分
- 7 八日市市教育集会所条例の一部を改正する条例（昭和 62 年 3 月 31 日八日

市市条例第8号)のうち、旧八日市市設置に係る教育集会所の名称及び位置が記載されている部分

8 蒲生町隣保館設置条例(昭和43年3月30日蒲生町条例第10号)のうち、旧蒲生町設置に係る隣保館の名称及び位置が記載されている部分

9 平成4年6月25日愛東町条例第13号のうち、旧愛東町設置に係る隣保館、教育集会所又は人権啓発センターの名称及び位置が記載されている部分

10 愛東町教育集会所設置条例(平成4年6月25日愛東町条例第12号)のうち、旧愛東町設置に係る教育集会所の名称及び位置が記載されている部分



(別紙2)

開 示 例 規 目 録

- 1 八日市市隣保館条例（昭和39年12月25日八日市市条例第31号）
- 2 八日市市隣保館条例の一部を改正する条例（昭和41年3月31日八日市市条例第8号）
- 3 八日市市隣保館条例の一部を改正する条例（昭和43年12月23日八日市市条例第19号）
- 4 八日市市隣保館条例の一部を改正する条例（昭和44年3月28日八日市市条例第2号）
- 5 八日市市隣保館条例の一部を改正する条例（昭和47年9月30日八日市市条例第34号）
- 6 八日市市隣保館条例の一部を改正する条例（昭和53年3月30日八日市市条例第10号）
- 7 八日市市教育集会所条例（昭和52年3月30日八日市市条例第9号）
- 8 八日市市教育集会所条例の一部を改正する条例（昭和53年3月30日八日市市条例第9号）
- 9 八日市市教育集会所条例等の一部を改正する条例（昭和57年4月1日八日

市市条例第14号)

10 八日市市教育集会所条例の一部を改正する条例（昭和62年3月31日八日市市条例第8号）

11 八日市市教育集会所条例の一部を改正する条例（昭和62年7月1日八日市市条例第27号）

12 八日市市公民館条例等の一部を改正する条例（平成元年3月27日八日市市条例第15号）

13 蒲生町隣保館設置条例（昭和43年3月30日蒲生町条例第10号）

14 平成4年6月25日愛東町条例第13号

15 愛東町教育集会所設置条例（平成4年6月25日愛東町条例第12号）

こ れ は 正 本 で あ る 。

平成 2 2 年 4 月 1 3 日

大津地方裁判所民事部

裁判所書記官 藤 井 悠 子

